



鳥取県公報

平成 24 年 11 月 13 日(火)
号外第 98 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例
(69) (雇用人材総室) 3
- ◇ 人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (19) (給与課) 4

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) あっせんについて定めた規定中、引用する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の名称を改める。
- (2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

条 例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第69号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(あつせん)</p> <p>第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、<u>特定独立行政法人の労働関係に関する法律</u>（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあつせんの申請があった場合には、あつせんを行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(あつせん)</p> <p>第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、<u>特定独立行政法人等の労働関係に関する法律</u>（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあつせんの申請があった場合には、あつせんを行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月13日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第19号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所 在 地	学 校 名	級 別	所 在 地	学 校 名	級 別
東伯郡三朝町大字 福山279番地2	南小学校福山分校	2級	東伯郡三朝町大字 福山279番地2	南小学校福山分校	2級
			日野郡日野町久住 576番地	黒坂小学校久住分校	2級
			日野郡日野町久住 576番地	黒坂小学校久住季節間分 校	2級
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。